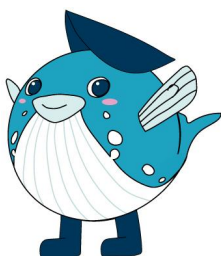


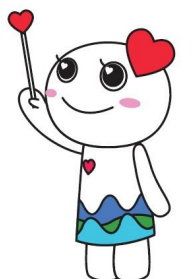
「下関市新型インフルエンザ等対策行動計画」(概要版)

令和8年1月

下関市 保健部 保健医療政策課



下関市メインキャラクター
「せきまる」



保健部マスコットキャラクター
「こころん」

各論(対策項目)の主なポイント

対策項目	主なポイント
① 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、医療機関等と相互に連携し、実効的な対策を講じる体制を確保 ・平時の人材確保・育成や実践的な訓練による対応力強化、有事には必要に応じ市対策本部を設置し、国の基本的対処方針等に基づき、的確に判断・実行
② 情報収集・分析	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段を確保
③ サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の判断に際し、感染症、医療の状況の包括的なリスク評価を実施
④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・平時からの感染症等に関する普及啓発、リスクコミュニケーション体制の整備、情報提供・共有の方法の整理等を実施 ・感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を行い、市民に適切な判断・行動を促す ・感染症危機下での偏見・差別等や偽・誤情報への対応
⑤ 水際対策	<ul style="list-style-type: none"> ・国が行う水際対策に協力 ・検疫所から情報提供があった発生国からの入国者について、健康監視を実施
⑥ まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・治療を要する患者数を対応可能な範囲内に収めるため、感染拡大のスピードやピークを抑制 ・感染状況に応じ、患者や濃厚接触者への対応等の措置を実施 ・国や県の要請を受け、事業者や学校、施設等に対し、まん延防止のための感染対策を強化
⑦ ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種を行うための体制を整備 ・市が実施する予防接種の情報に加え、国が提供・共有する情報について、市民へ周知
⑧ 医療	<ul style="list-style-type: none"> ・初動期から相談センターを整備し、必要に応じて感染症指定医療機関を案内 ・県と連携して入院調整を行い、医療機関への患者の移送を実施
⑨ 治療薬・治療法	<ul style="list-style-type: none"> ・国が主導する治療薬・治療法の開発研究に協力 ・国や県、医療機関の協力を得て、濃厚接触者や十分な防御なく曝露した者へ必要に応じて、抗インフルエンザ薬の予防投与等を行う ・国が行う治療薬の確保及び提供に協力
⑩ 検査	<ul style="list-style-type: none"> ・検査を適時実施することで、患者の早期発見、流行状況の的確な把握等を行い、適切な医療提供や、対策の的確な実施・機動的な切替えを行う ・平時は資材確保・訓練等での体制強化、発生直後は検査体制の早期立ち上げ、流行初期以降は病原体や検査の特性を踏まえた検査実施の方針の柔軟な変更を行う
⑪ 保健	<ul style="list-style-type: none"> ・有事に地域の実情に応じた効果的な対策を実施して市民の生命と健康を守る ・検査、積極的疫学調査、療養先の調整、移送、自宅療養者の健康観察、生活支援等を実施 ・平時から、業務負荷の急増に備え、有事に優先的に取り組む業務の整理、体制や対応の見直しを適宜実施
⑫ 物資	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄状況の確認により、感染症対策物資等を確保する
⑬ 市民生活及び市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症危機発生時には市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性 ・平時に事業継続等のために必要な準備を行い、有事に安定化を図る

各論（対策項目）の概要について

第1章 実施体制

準備期	初動期	対応期
<p>①市行動計画等の見直し【31頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症の専門的な知識を有する者等の意見を聴いた上で、必要に応じて見直し <p>②実践的な訓練等の実施【31頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練の実施 <p>③体制整備・強化【31頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市業務継続計画の継続を図り、必要に応じて改定等を推進 国等の研修等を活用し、人材の確保・育成 <p>④国及び県等との連携強化【33頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練の実施 	<p>①新型インフルエンザ等の発生疑いの場合【34頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内外の発生状況等の庁内での情報共有 対策会議や庁内連絡会議の開催 県連携協議会が開催された場合は参加し、保健所は、健康危機対処計画に基づく保健部対策本部及び保健所対策推進室を設置 	<p>①対策の実施体制【36頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府対策本部及び県対策本部の設置後、直ちに市対策本部の設置 特別対策組織の設置や部局横断的な応援体制の整備など、変化する状況に応じ機動的に対策が実施できるよう全庁的に対応 <p>②県による総合調整【37頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県が行う総合調整や感染症法に定める入院勧告又は入院措置に関し必要な指示を受け、対策を実施 感染を疑う者への相談対応や積極的疫学調査の実施、感染症指定医療機関等への入院調整の一元化等の県が行う方針決定に従い対策を実施

第2章 情報収集・分析

準備期	初動期～対応期
<p>①実施体制【39頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県等の情報収集・分析の結果のうち、必要なものについては、関係機関に速やかに共有するよう努める <p>②平時に行う情報収集・分析【40頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症情報の分析について、山口県感染症発生動向調査解析評価小委員会の結果を把握、併せて関係機関とその情報を共有 <p>③訓練【40頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国や県等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じ、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認 <p>④DXの推進【41頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症サーベイランスシステムをはじめとしたコンピュータ・オンラインシステムによる感染症情報の収集等 	<p>①実施体制【42頁・44頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 初動期に情報収集・分析及びリスク評価の体制を確立 対応期に情報収集・分析の方法や実施体制を柔軟に見直し <p>②リスク評価【42頁・44頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県等と連携し新しい感染症の特徴や病原体の性状、国内での発生状況、臨床像に関する情報、公衆衛生・医療等への影響について分析し、包括的なリスク評価を実施 リスク評価等を踏まえ、感染症対策の迅速な判断と必要な準備 対応期に流行状況やリスク評価に基づき柔軟かつ機動的に対策を切替 感染症危機が市民生活及び市民経済等に及ぼす影響を把握 <p>③情報収集・分析から得られた情報や対策の共有・公表【44頁・46頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民等に対し、分析結果に基づく正確な情報を分かりやすく提供・共有

第3章 サーベイランス

準備期	初動期～対応期
<p>①実施体制【47頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 体制や役割分担を確認し、速やかな体制拡大の準備 <p>②平時に行う感染症サーベイランス【48頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平時から急性呼吸器感染症の発生動向等の流行状況を把握 <p>③人材育成及び研修の実施【48頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国等が行う研修等への参加、感染症に関する講習会等を開催し職員等に対する研修の充実 <p>④DXの推進【49頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症サーベイランスシステム(NESID)をはじめとしたコンピュータ・オンラインシステムによる感染症情報の収集等 <p>⑤分析結果の共有・公表【49頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民等に対し、サーベイランスの分析結果に基づく正確な情報を分かりやすく提供・共有 	<p>①感染症有事体制への移行と見直し【50頁・52頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 初動期に国及び県、関係機関との情報共有体制の強化など実施体制の整備 対応期に感染症の発生状況に応じてサーベイランスの実施方法等を見直し <p>②感染症サーベイランスの実施【50頁・52頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全数把握をはじめとした感染症サーベイランスの実施体制の強化、感染症対策の迅速な判断と実施 感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえ、流行状況やリスク評価に基づく柔軟かつ機動的な感染症対策の切替 <p>③分析結果の共有・公表【51頁・53頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が公表した感染症サーベイランスの分析結果や地域ごとの実情に応じたサーベイランスの分析結果を市民等に対し、分かりやすく提供・共有

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

準備期	初動期～対応期
<p>①感染対策等の情報提供・共有【54頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> マスク、手洗い等の基本的な感染対策等について、保育施設、学校、高齢者施設等、広く市民に対し丁寧に情報提供 <p>②偏見・差別、偽・誤情報の啓発【55頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染者やその家族、医療従事者等への偏見・差別等は許されず、法的責任を伴い得ること等を周知 市民等のメディアや情報に関するリテラシー向上のため、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発 <p>③双方向のコミュニケーションの体制整備【56頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションの適切な実施、更なる情報提供・共有の整理と体制の整備 国からの要請を受け、コールセンター等の相談体制の構築の準備 	<p>①感染対策等の情報提供・共有【57頁・60頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 準備期を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を活用 市民等の行動変容等に資する各種媒体で啓発 <p>②双方向のコミュニケーションの実施【58頁・61頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> コールセンター等の相談を通じ、受取手の反応や関心を把握 Q&A等に基づく適切な情報提供 <p>③偏見・差別、偽・誤情報への対応【59頁・62頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 準備期の取組を継続 <p>④感染症対策の見直しに伴う説明の徹底【62頁・63頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応期においては、不要不急の外出の自粛等、感染の封じ込めを念頭にした対策を市民等に対し科学的根拠に基づき分かりやすく説明 平時への移行に伴う医療提供体制や感染対策の見直し等について、市民等に対し丁寧に情報を提供

第5章 水際対策

準備期	初動期～対応期
<p>①体制の整備【64頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検疫所等や関係機関との情報共有・連携体制の構築 <p>②国及び県等との連携【64頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有事に備えた訓練等の実施による連携の強化 	<p>①在住外国人や海外渡航者への注意喚起【65頁】</p> <p>②検疫措置の強化【65頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 門司港が検疫港となった場合、県及び検疫所との連携を強化 発生国からの入国者について、健康監視を実施 インフルエンザ等症状を有する患者等の連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離等について、関係機関との連携の確認・強化 <p>③時期に応じた対策の実施【67頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染状況や医療提供体制の状況、対策の効果や市民生活及び社会経済活動に与える影響等を踏まえつつ、検疫所等と協議・検討し、状況に応じて、対策の実施方法の変更、緩和又は中止を検討

第6章 まん延防止

準備期	初動期	対応期
<p>市民等の理解促進【69頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民一人一人が感染対策に協力する意識を醸成 人込みを避ける等の基本的な感染対策の普及 新型インフルエンザ等発生時に実施され得る不要不急の外出自粛等、個人や事業者に対するまん延防止対策について、市民等への理解促進 	<p>まん延防止対策の準備【70頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症法に基づく患者への入院勧告や外出自粛要請等の対応を準備 市内におけるまん延に備え、健康危機対処計画に基づく対応の準備 	<p>①まん延防止対策の内容【71頁・72頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 患者への入院勧告・措置等、濃厚接触者等への対応等の措置 国及び県からの要請を受けて、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策の強化 <p>②時期に応じた対策の実施【72頁～74頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 封じ込めの時期では、治療法やワクチンがない中、必要に応じてまん延防止等重点措置や緊急事態措置で対応 病原体の性状等に応じ対応する時期では、こどもや高齢者、感染リスクが高い基礎疾患を有する者等を重点的に対策 感染拡大リスクが低下した時期では、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討 <p>③まん延防止等重点措置又は緊急事態宣言の実施時の対応【74頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づく評価により、措置の実施を県等へ要請を検討

第7章 ワクチン

準備期	初動期～対応期
<p>①接種体制の構築【76頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市医師会等の関係者と連携し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築 市医師会等の関係者と連携し、必要人員、会場、資材等を含めた接種体制を想定し、平時から訓練の実施 <p>②予防接種、ワクチンに関する情報提供【77頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ワクチンの有効性や安全性等についてホームページ、SNS等を通じて市民に周知 <p>③DXの推進【78頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が整備するシステムを活用し、予防接種事務や記録等の共有を迅速かつ正確に行う体制の構築 	<p>①接種体制の構築【79頁・81頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保、接種体制の構築、医療関係者や医療関係団体への協力要請 <p>②接種の実施【80頁・81頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 流行株の変異に留意し、追加接種の必要な場合も含め、継続的な接種体制の整備 感染状況により医療機関以外の接種会場の増設等を検討、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係団体との連携で接種体制を確保 <p>③健康被害に対する救済・情報提供【82頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康被害が生じた場合、医学的な見地から調査を行い国へ進達し、国が認定した被接種者へ給付金を支給 市民に対し、接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等の予防接種に係る情報の提供、被接種者等からの相談対応

第8章 医療

準備期	初動期～対応期
<p>①医療提供体制の確保【83頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等発生時に必要となる医療提供・宿泊療養体制について予防計画で目標を設定し、医療措置協定により必要な体制を確保 医療機関への入院や、宿泊施設又は自宅等での療養実施等、国が示した基準に基づき、地域の実情に応じて機動的に運用 有事の司令塔機能を果たす部局を平時から明確化、体制の整備 <p>②研修・訓練による人材育成【86頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国や医療機関等と連携した研修・訓練により、感染症専門人材を育成 <p>③DXの推進【87頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が示す医療機関等情報支援システム(G-MIS)等の活用、国及び県等のシステムとの連動を推進 <p>④県感染症対策連携協議会の活用【87頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県感染症対策連携協議会による進捗管理等 	<p>①感染症有事体制への移行【88頁～91頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 初動期に感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応、併せて相談・受診から入退院までの体制を迅速に整備 対応期に地域の感染状況や医療提供の状況等を踏まえ、段階的に医療提供体制を拡充し、医療機関への入院や、宿泊施設又は自宅等での療養実施へ振り分け 相談センターの設置・強化 入院調整・患者搬送を適切に実施 <p>②時期に応じた医療の提供【91頁・92頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応期に感染症の流行状況(流行初期・流行初期以降・対応力が高まる時期・特措法によらない対策に移行する時期)を踏まえ、地域の実情に応じて、医療提供体制を柔軟かつ機動的に確保 流行初期に流行初期医療確保措置協定締結医療機関に、患者に適切な入院医療及び外来医療を提供する体制の確保を要請 <p>③事前の想定と異なる感染症が発生した場合の対応【92頁・93頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国からの対応方針に基づき、通常医療との両立も踏まえながら、準備期に締結した協定の内容の変更や状況に応じ柔軟かつ機動的に対応

第9章 治療薬・治療法

準備期	初動期～対応期
<p>①基礎研究及び臨床研究等への協力【94頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県と連携のもと、大学等の研究機関へ必要な協力の実施 	<p>①治療薬の流通管理及び適正使用【95頁・96頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬の適切な使用、過剰な量の買い込みをしないこと等、適正な流通を周知 <p>②抗インフルエンザウイルス薬の使用・備蓄【95頁・96頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 初動期に患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等、搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を要請 対応期に地域における感染が拡大した場合、患者の治療を優先するため、患者との濃厚接触者への予防投与を見合わせるよう要請 対応期に抗インフルエンザウイルス薬に不足が生じた場合の県への配分要請

第10章 検査

準備期	初動期～対応期
<p>①検査物資の備蓄・確保【97頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検体採取容器・器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保を推進 <p>②検査体制の整備【97頁・98頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検体採取と検体搬送に必要な人員体制の整備 検体・病原体搬送に係る研修・訓練を実施 予防計画における検査等措置協定に基づき、県環境保健センターを中心とした検査実施体制(民間検査機関、協定締結医療機関)の充実・強化に係る検査実施能力情報の把握、相談対応 	<p>①感染症有事体制への移行【99頁・101頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 初動期に県環境保健センターや検査措置協定締結機関による検査を原則として、速やかに感染症有事における検査体制の確立 対応期に検査需要への対応能力を向上するため、検査措置協定締結機関以外の民間検査機関や医療機関に協力を要請し、検査体制の構築 <p>②検査手法の確立と普及【99頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 初動期に平時より整備したPCR検査機器等を活用し、検査措置協定締結機関を中心に、検査需要に対応可能な検査実施能力の確保 <p>③検査実施の方針の決定・見直し【102頁・103頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ウイルスの病原性や地域の感染状況など応じた、PCR検査等の確定検査対象の重点化や集中的な簡易検査の実施など、検査目的や手法等、対策実施の機動的な切替

準備期	初動期～対応期
<p>①保健所の体制整備【104頁～107頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防計画・健康危機対処計画に定める保健所の感染症有事体制の確認 ・ 県環境保健センターや検査措置協定を締結している医療機関や民間検査機関等による検査体制の確保等 ・ IHEAT要員等の人員確保、ICTや外部委託を活用した業務の効率化 <p>②研修・訓練による人材育成【105頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の専門人材やIHEAT要員等の研修・訓練により、感染症危機への対応能力を向上 ・ 国や県の研修等の積極的な活用と感染症の発生及びまん延を想定した訓練の実施により、保健所の人材を育成 <p>③多様な主体との連携体制の構築【105頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から県、県内市町、医療機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化 ・ 県連携協議会等において、入院調整の方法や医療人材の確保、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等を協議 <p>④情報提供・共有体制を整備【107頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民への情報提供・共有方法や、コールセンター等の相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等の検討を行い、感染症有事に、速やかに市民へ情報提供・共有できる体制構築の準備 	<p>①感染症有事体制への移行【109頁・112頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初動期に新型インフルエンザ等の発生等公表後に予想されるIHEAT要員の応援要請や積極的疫学調査、入院勧告・措置、移送、入院調整等の感染症対応業務の準備 ・ 対応期に国及び県等と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関や福祉サービス機関等との連携を含む保健活動の全体調整の実施 <p>②情報発信・共有の実施【110頁・115頁・116頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初動期に相談センターの設置などによる対応を開始、併せて市民に対する情報提供・共有体制を構築、その後対応期も継続 <p>③感染状況に応じた取組【116頁～118頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染状況や入院・自宅療養者等の増加状況を踏まえ、柔軟かつ機動的に感染症対応業務の実施又は見直し、併せて必要な応援職員等の配置 ・ 積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直し ・ 国からの要請も踏まえ地域の実情に応じ、保健所における感染症有事の体制等の段階的な縮小の検討・実施

第12章 物資

準備期	初動期～対応期
<p>①感染症対策物資等の備蓄等【119頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な感染症対策物資等を備蓄、併せて定期的に備蓄状況を確認 個人防護具について、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて備蓄 協定締結医療機関による個人防護具の計画的な備蓄 最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄の推進 必要となる物資が不足しないよう購入等の調達方法を検討、併せて必要時に迅速な調達のための仕様書案等の準備 	<p>①感染症対策物資等の備蓄状況の確認【120頁・121頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症対策物資等の備蓄・配置状況の随時確認 必要な物資及び資材の不足がする(見込まれる)ときは、県等に必要な対応の要請、併せて準備期に検討した調達方法により準備を開始 <p>②備蓄物資等の供給に関する相互協力【121頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して近隣の市町や指定地方公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通、物資及び資材の供給に関し相互に協力

第13章 市民生活及び市民経済の安定の確保

準備期	初動期～対応期
<p>①情報共有体制の整備【122頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、県、関係機関との連携や庁内部局間での連携のため、情報共有体制を整備 <p>②支援の実施に係る仕組みの整備【122頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等発生時の支援金給付等について、DXを推進し、適切な仕組みを整備 <p>③物資及び資材の備蓄等【122頁・123頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症対策物資及び衛生用品、食料品、生活必需品等を備蓄 <p>④要配慮者への生活支援の準備【123頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者への生活支援手続等を検討 <p>⑤火葬能力等の把握、火葬体制の整備【123頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備 	<p>①生活関連物資等の安定供給に関する市民等への呼びかけ【124頁・125頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民等に対して、生活関連物資等(食料品や生活必需品その他の市民生活との関連性が高い物資又は市民経済上重要な物資)の購入に当たっての消費者としての適切な行動の呼び掛け <p>②遺体の火葬・安置【124頁・126頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合、一時的に遺体を安置できる施設等の確保 市内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対して広域火葬の応援・協力 遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保 <p>③社会経済活動の安定の確保を対象とした対応【127頁・128頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置等を、公平性にも留意し、効果的に実施 水を安定的かつ適切に供給するための措置を実施 一般廃棄物の収集・運搬・処理が適正にできるための措置を実施